

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第86期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	東芝機械株式会社
【英訳名】	Toshiba Machine Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中島 礼二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03(3509)0204
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 岸本 吉弘
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大岡2068番地の3
【電話番号】	055(926)5156
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 岸本 吉弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期連結 累計期間	第86期 第3四半期連結 会計期間	第85期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	96,782	24,678	148,779
経常利益(百万円)	8,665	501	18,178
四半期(当期)純利益(百万円)	4,907	102	13,910
純資産額(百万円)	-	69,253	70,003
総資産額(百万円)	-	142,335	157,998
1株当たり純資産額(円)	-	455.48	445.74
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	31.45	0.67	86.79
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	48.7	44.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,459	-	7,445
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,701	-	1,724
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,205	-	10,558
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	-	24,788	34,583
従業員数(人)	-	3,229	3,246

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	3,229
---------	-------

（注）従業員数は就業人員である。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,609
---------	-------

（注）従業員数は就業人員である。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
成形機	12,409
工作機械	7,083
その他	7,533
合計	27,026

(注) 1. 金額は、販売価格をもって示している。

2. 上記金額に消費税等は、含まれていない。

3. 生産高の実績については、製品の製造を行なっている当社、東芝機械マシナリー(株)、(株)不二精機製造所、東栄電機(株)、(株)ハイエストコーポレーション、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.の連結生産高の実績である。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績及び当第3四半期連結会計期間末受注残高を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
成形機	10,206	25,095
工作機械	10,490	48,887
その他	3,947	5,271
合計	24,644	79,254

(注) 1. 上記金額に消費税等は、含まれていない。

2. セグメント間取引は、含まれていない。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	売上高(百万円)
成形機	13,068
工作機械	7,389
その他	4,220
合計	24,678

(注) 1. 上記金額に消費税等は、含まれていない。

2. セグメント間取引は、含まれていない。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

### (1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、急激な円高や米国の金融危機に端を発した世界同時不況が实体经济に深刻な影響を及ぼしてきたことにより、個人消費の低迷や設備投資の凍結、企業収益の伸び悩みなど景気の減速感が急激に強まった。

一方、海外においても、同様の理由から世界中の景気が低迷することとなり、特に10月以降は想定以上の速さで深刻度が強まった。

機械業界においても同様の影響を受け、過去に例のない厳しい状況が続いている。

このような状況のもとで、当社グループは国内外市場での受注の確保、新製品の開発・市場投入、市場の開拓等に全力をあげて取り組んできたが、当第3四半期連結会計期間における売上高は246億7千8百万円、営業利益13億3千7百万円、経常利益5億1百万円、四半期純利益は1億2百万円となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### 成形機

成形機は、射出成形機が、自動車関連やIT・デジタル家電業界などの国内外での需要低迷、グローバル市場における競争激化等の影響を受け、また、ダイカストマシンは、主要顧客である国内外の自動車・二輪車関連を中心とした設備投資が凍結されるなど、大変厳しい市場環境の中で推移した。

押出成形機は、フィルム・シート業界の大型設備投資の端境期でもあり、また、自動車・エレクトロニクス関連業界等の設備投資意欲減退の影響を受けた。

この結果、売上高は130億6千8百万円、営業利益は6億4千万円となった。

#### 工作機械

工作機械は、産業機械、環境・エネルギー関連、造船業界向けなどの需要を受け、横中ぐり盤、立旋盤、大型機等が受注・売上ともに堅調に推移したが、10月以降は世界同時不況の影響を受けている。また、精密加工機については市場の需要減速により低迷した。

この結果、売上高は73億8千9百万円、営業利益は5億7千1百万円となった。

#### その他

その他は、油圧機器が、海外を中心とした建設機械の需要が10月以降急速に減少した影響を受け、また、電子制御装置は、自動車関連、半導体関連業界の市況が低調に推移した影響を受けた。

この結果、売上高は49億6千5百万円、営業利益は1億5千7百万円となった。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### 日本

日本は、急激な円高や米国の金融危機に端を発した世界同時不況などの影響により設備投資の凍結等が出てきたため、売上高は229億9千5百万円、営業利益は11億4千6百万円となった。

#### 北米

北米は、自国の金融危機に端を発した世界同時不況の影響を受けて低調に推移したため、売上高は21億8千9百万円、営業利益は3千1百万円となった。

#### アジア

アジアは、好調を続けてきた中国を始めとする各国の景気が世界同時不況の影響を受けて低迷したため、売上高は34億5百万円、営業利益は2億3千8百万円となった。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権が大幅に減少したものの、たな卸資産の増加、仕入債務の減少及び法人税等の支払いにより、当第3四半期連結会計期間末残高は、247億8千8百万円となった。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権が62億6百万円減少したものの、たな卸資産の増加38億5百万円、仕入債務の減少35億2千1百万円及び法人税等の支払額31億7千8百万円により、41億2千8百万円の資金の減少となった。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により、14億6千4百万円の資金の減少となった。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式取得による支出16億3千6百万円及び配当金の支払額9億4千2百万円により、16億3千2百万円の資金の減少となった。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

## （買収防衛策について）

平成19年6月26日開催の当社定時株主総会において、当社の企業価値および株主全体の利益を毀損する当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入について次のとおり決議された。

### 1 買収防衛策導入の目的

昨今のわが国資本市場における企業買収等の状況より、今後当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買収提案が行なわれる可能性を否定できません。当社は上場会社として、そのような買収提案があった場合、特定の者による当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、当社の企業価値および株主全体の利益を毀損するものが存在します。経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を買付者またはそのグループ会社等に委譲させることを目的としたもの、当社の資産を買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の将来にわたる持続的発展に必要な資金投入等を犠牲にして、一時的な高配当を実現することを目的としたものなどがあります。

現時点で当社に対して具体的な大量買付行為は行なわれておらず、また、平成19年3月末時点で議決権の34.1%は株式会社東芝が保有していますが、上記のような目的で株式の大量買付を目論む買付者が出現することも考えられることから、当社の企業価値および株主全体の利益が毀損されることを未然に防止するため、防衛策の導入が必要であると判断しました。

## 2 大量買付ルールの内容

### (1) 大量買付ルールの概要

当社取締役会としては、下記(2)アに規定する当社株式への買付行為（以下「大量買付行為」といいます。）は、以下に定める大量買付ルール（以下「本ルール」といいます。）に従って行なわれることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。本ルールは、当社株式の大量買付行為を行なう者（以下「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、事前に買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後大量買付行為を開始する、というものです。このようなルールを設定することにより、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保し、当社の企業価値および株主全体の利益を毀損する者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的としています。

### (2) 本ルールの内容

ア 対象となる買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為および平成19年6月26日開催の定時株主総会における本ルール導入時に、当社が発行者である株券等について、株券等保有割合または株券等所有割合が既に20%以上である者が買い増しする行為を除く。）

(ア) 当社が発行者である株券等（ 1 ）について、保有者（ 2 ）およびその共同保有者（ 3 ）の株券等保有割合（ 4 ）が20%以上となる買付行為

(イ) 当社が発行者である株券等（ 5 ）について、買付後の株券等所有割合（ 6 ）が20%以上となる公開買付開始行為

- 1 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
- 2 証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- 3 証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- 4 証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- 5 証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
  - 6 証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。但し、特別関係者（証券取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合と合計する。

#### イ 買付者にかかる情報の提出要請

買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な下記情報および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を、当社の定める書式により、提供していただきます。

##### < 提出情報の内容 >

買付者およびそのグループの詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当社事業と同種の事業についての経験を含みます。）

大量買付行為の目的・方法・内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）

買付対価の算定根拠および買付資金の裏づけ（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法を含みます。）

大量買付行為完了後における当社経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

大量買付行為完了後に当社顧客・取引先・従業員・地域関係者等への対応方針

その他当社取締役会が合理的に必要と判断する事項

なお、当初提供していただいた情報だけでは当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために不足していると考えられる場合、十分な情報がそろうまで追加的に情報を提供していただくことがあります。大量買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

## ウ 買付内容の検討

当社取締役会は、買付者からの情報の提供が完了した後、60日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」）として与えられるべきものと考えます。但し、当社取締役会は、大量買付行為の目的・方法・内容、大量買付行為完了後における当社経営方針・事業計画等の評価に特別に時間を要すると認められるときは、最大90日間までこの期間を延長できるものとします。従って、大量買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会検討期間中、当社取締役会は外部専門家の意見をききながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を開示します。

また、必要に応じ、買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

## エ 本ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

### (ア) 対抗措置

買付者による大量買付行為が下記（イ）のいずれかに該当し、当社取締役会が相当と認めた場合には、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が定める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる措置をとるかは、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。具体的対抗措置として、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当てを行なう場合がありますが、その概要は別紙記載のとおりです。

### (イ) 発動の判断基準

買付者が本ルールを遵守しない場合

買付者が本ルールを遵守した場合には原則として発動しないが、次に掲げる場合等大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかで、かつ発動することが相当とされる場合

株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取を要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、知的財産権・ノウハウ・企業秘密等を含む当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行なうような行為

当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

強圧的二段階買付等株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付

当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊するおそれのある行為

買付の条件等が当社の企業価値に鑑み不十分または不適切な買付

### (ウ) 発動の判断主体

対抗措置の発動は、弁護士、公認会計士等外部専門家の意見も参考にしううえで、当社取締役会が決定します。

本ルールは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の大量買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様、このような大量買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。本ルールの設定および本ルールが遵守されなかった場合等の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するため相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、本ルールを遵守しない買付者等に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があることをここに付言します。

### (エ) 有効期間

本ルールの有効期間は、平成19年3月期の定時株主総会の終結時から平成22年3月期の定時株主総会の終結時までの3年間とします。本ルールの有効期間満了前であっても、当社取締役会の決議により本ルールを廃止することができます。また、法令改正の動向等を踏まえ、有効期間中に定時株主総会で承認いただいた趣旨に反しない範囲内で、本ルールの見直し等を行なうことがあります。

### 3 当社株主・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（買付者を除く。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行ないます。

なお、新株予約権の無償割当てを行なう場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様は当然に新株予約権が無償で割り当てられますので、申込みの手續等は不要ですが、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手續を行なう必要があり（証券保管振替機構ご利用の株主様については名義書換手續は不要です。）。

### 4 本ルールの合理性

導入に際し株主総会の承認を得ることとします。

本ルールの採用を決定した当社取締役会には、当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本方針の具体的運用が適正に行なわれることを条件として、本方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。従って、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本ルールを廃止することができ、株主の皆様のご意思を反映することが可能です。

## 別紙

### 新株予約権の無償割当てに関する概要

#### 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行ないます。

#### 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とします。

#### 3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

#### 4. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとします。

#### 5. 新株予約権の行使条件

買付者、買付者の共同保有者、買付者の特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めます。

#### 6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項の有無その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4億4千4百万円である。  
なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

なお、当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画していた設備計画のうち完了したものは、次のとおりである。

##### (工作機械)

東芝機械株式会社において、前四半期連結会計期間末において計画していた御殿場第2工場は、平成20年10月に完成し、11月から操業を開始している。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000,000
計	360,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	166,885,530	166,885,530	東京証券取引所 市場第1部	単元株式数 1,000株
計	166,885,530	166,885,530	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	166,885,530	-	12,484	-	11,538

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、みずほ信託銀行株式会社及びその共同保有者であるみずほ投信投資顧問株式会社から平成20年12月5日付の大量保有報告書の提出があり、平成20年11月28日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けているが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができない。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	7,746	4.64
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	652	0.39
計	-	8,398	5.03

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,838,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 156,640,000	156,640	同上
単元未満株式	普通株式 407,530	-	1単元(1,000株)未 満の株式
発行済株式総数	166,885,530	-	-
総株主の議決権	-	156,640	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数2個)含まれている。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東芝機械(株)	東京都千代田区内幸町2-2-2	9,838,000	-	9,838,000	5.9
計	-	9,838,000	-	9,838,000	5.9

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	681	797	872	728	556	479	367	371	302
最低(円)	547	640	687	586	459	330	222	271	240

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第1部)におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりである。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	御殿場工場長	常務取締役	射出成形機事業本部長兼御殿場工場長	田中秀雄	平成20年10月1日

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
専務取締役	経営監査室長 兼御殿場工場 長	専務取締役	経営監査室長	跡部 與志	平成21年1月1日
常務取締役	-	常務取締役	御殿場工場長	田中 秀雄	平成21年1月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	15,788	17,083
受取手形及び売掛金	2 45,239	53,917
有価証券	9,000	17,500
製品	5,744	5,069
原材料	1,060	1,176
仕掛品	25,101	23,891
繰延税金資産	1,789	3,089
その他	3,269	1,530
貸倒引当金	302	378
流動資産合計	106,690	122,881
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	33,852	31,360
減価償却累計額及び減損損失累計額	20,924	20,432
建物及び構築物(純額)	12,927	10,928
機械装置及び運搬具	30,803	29,501
減価償却累計額及び減損損失累計額	25,915	25,450
機械装置及び運搬具(純額)	4,887	4,051
土地	6,038	6,060
リース資産	79	-
減価償却累計額及び減損損失累計額	2	-
リース資産(純額)	76	-
建設仮勘定	634	605
その他	7,185	7,142
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,413	6,344
その他(純額)	771	798
有形固定資産合計	25,336	22,443
無形固定資産		
その他	651	619
無形固定資産合計	651	619
投資その他の資産		
投資有価証券	6,295	9,101
長期貸付金	175	204
繰延税金資産	2,444	2,124
その他	907	1,004
貸倒引当金	166	382
投資その他の資産合計	9,657	12,053
固定資産合計	35,644	35,116
資産合計	142,335	157,998

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 28,818	37,875
短期借入金	13,438	20,150
未払法人税等	366	5,824
未払費用	3,914	6,265
製品保証引当金	81	86
その他	2 8,583	6,267
流動負債合計	55,202	76,468
固定負債		
長期借入金	7,500	-
長期未払金	1,054	2,009
退職給付引当金	9,170	9,309
役員退職慰労引当金	89	207
その他	65	-
固定負債合計	17,879	11,526
負債合計	73,081	87,994
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,484	12,484
資本剰余金	19,600	19,600
利益剰余金	46,431	43,879
自己株式	10,035	8,397
株主資本合計	68,481	67,567
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,208	2,469
繰延ヘッジ損益	47	23
為替換算調整勘定	484	56
評価・換算差額等合計	772	2,436
純資産合計	69,253	70,003
負債純資産合計	142,335	157,998

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 百万円 )

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	96,782
売上原価	66,685
売上総利益	30,096
販売費及び一般管理費	20,259
営業利益	9,837
営業外収益	
受取利息	140
受取配当金	230
その他	427
営業外収益合計	799
営業外費用	
支払利息	190
手形売却損	72
為替差損	156
退職給付会計基準変更時差異の処理額	377
持分法による投資損失	811
その他	361
営業外費用合計	1,970
経常利益	8,665
特別利益	
貸倒引当金戻入額	237
固定資産売却益	4
特別利益合計	242
特別損失	
固定資産処分損	32
投資有価証券評価損	31
特別損失合計	63
税金等調整前四半期純利益	8,844
法人税、住民税及び事業税	2,198
法人税等調整額	1,738
法人税等合計	3,936
四半期純利益	4,907

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	24,678
売上原価	16,846
売上総利益	7,831
販売費及び一般管理費	6,494
営業利益	1,337
営業外収益	
受取利息	40
受取配当金	59
受取賃貸料	60
その他	33
営業外収益合計	193
営業外費用	
支払利息	63
手形売却損	32
為替差損	422
退職給付会計基準変更時差異の処理額	126
持分法による投資損失	307
その他	78
営業外費用合計	1,029
経常利益	501
特別利益	
固定資産売却益	1
特別利益合計	1
特別損失	
固定資産処分損	15
投資有価証券評価損	24
特別損失合計	39
税金等調整前四半期純利益	463
法人税、住民税及び事業税	600
法人税等調整額	960
法人税等合計	360
四半期純利益	102

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	8,844
減価償却費	1,857
貸倒引当金の増減額(は減少)	290
製品保証引当金の増減額(は減少)	5
退職給付引当金の増減額(は減少)	139
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	117
受取利息及び受取配当金	371
支払利息	190
手形売却損	72
有形固定資産除売却損益(は益)	28
持分法による投資損益(は益)	811
売上債権の増減額(は増加)	8,678
たな卸資産の増減額(は増加)	1,768
仕入債務の増減額(は減少)	8,578
前受金の増減額(は減少)	52
未払費用の増減額(は減少)	2,293
預り金の増減額(は減少)	723
長期未払金の増減額(は減少)	955
その他	292
小計	6,341
利息及び配当金の受取額	386
利息の支払額	247
手形売却に伴う支払額	72
法人税等の支払額	8,867
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,459
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	3,446
有形固定資産の売却による収入	39
無形固定資産の取得による支出	167
投資有価証券の取得による支出	99
短期貸付けによる支出	3
短期貸付金の回収による収入	1
長期貸付けによる支出	0
長期貸付金の回収による収入	29
関係会社出資金の払込による支出	50
その他	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,701
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,937
長期借入れによる収入	7,500
長期借入金の返済による支出	8,650
自己株式の取得による支出	1,637
配当金の支払額	2,355
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,205

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

現金及び現金同等物に係る換算差額	427
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,794
現金及び現金同等物の期首残高	34,583
現金及び現金同等物の四半期末残高	24,788

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更                      株式会社ハイエストコーポレーションは、第1四半期連結会計期間において新設分割により設立したため、連結の範囲に含めている。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数                      13社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更                      たな卸資産                      通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法及び移動平均法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、個別法及び移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。                      これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ415百万円減少している。                      なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用                      第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用している。                      これによる損益及びセグメント情報に与える影響はない。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。 これによる損益及びセグメント情報に与える影響はない。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実施棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実施棚卸高を基礎として合理的な方法により算定している。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項なし。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社の一部の機械装置については、従来、耐用年数を6～13年としていたが、法人税法の改正を契機として見直しを行ない、第1四半期連結会計期間より4～9年に変更した。

これによる損益及びセグメント情報に与える影響は軽微である。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を計上していたが、平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給が承認された。これに伴い、当該役員退職慰労引当金残高123百万円を取崩し、固定負債の「長期未払金」に含めて表示している。

これによる損益及びセグメント情報に与える影響はない。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 偶発債務(保証債務)</p> <p>(1) 保証債務 (銀行借入等に対する支払保証)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>Tokyo Leasing 374</p> <p>Wells Fargo Equipment Finance 340</p> <p>TM Acceptance Corp. 155</p> <p>Advantage National Bank 7</p> <p>(従業員住宅融資借入に対する支払保証)</p> <p>従業員 1</p> <hr/> <p>計 878</p> <p>(2) 残価保証 (リースの残価保証)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>オリックス・レンテック株 11</p>	<p>1. 偶発債務 (銀行借入等に対する支払保証)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>Tokyo Leasing 472</p> <p>Wells Fargo Equipment Finance 234</p> <p>TM Acceptance Corp. 160</p> <p>その他2社 79</p> <p>(従業員住宅融資借入に対する支払保証)</p> <p>従業員 2</p> <hr/> <p>計 949</p>
<p>2. 四半期連結会計期間末日満期手形</p> <p>四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれている。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>受取手形 2,652</p> <p>支払手形 168</p> <p>流動負債その他 (設備関係支払手形) 26</p>	

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>販売手数料 1,506</p> <p>荷造運賃諸掛費 2,632</p> <p>製品保証引当金繰入額 59</p> <p>従業員給与手当等 8,661</p> <p>退職給付費用 476</p> <p>減価償却費 519</p> <p>賃借料 672</p> <p>旅費交通費 1,132</p> <p>研究開発費 835</p> <p>外注費 895</p>

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。 (百万円)	
販売手数料	423
荷造運賃諸掛費	744
製品保証引当金繰入額	18
従業員給与手当等	2,807
退職給付費用	147
減価償却費	207
賃借料	220
旅費交通費	381
研究開発費	354
外注費	245

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (百万円)	
現金及び預金勘定	15,788
有価証券	9,000
現金及び現金同等物	24,788

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 166,885,530株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 14,840,993株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年4月30日 取締役会	普通株式	1,413	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月9日	利益剰余金
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	942	6.00	平成20年9月30日	平成20年12月2日	利益剰余金

4. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年10月21日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定および当社定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議しており、当第3四半期連結累計期間において、当該取締役会決議による自己株式市場買付により1,635百万円、単元未満株式の買取りにより2百万円の自己株式を取得した。この結果、当第3四半期連結会計期間末において、自己株式は10,035百万円となった。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	成形機 (百万円)	工作機械 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	13,068	7,389	4,220	24,678	-	24,678
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	744	744	(744)	-
計	13,068	7,389	4,965	25,423	(744)	24,678
営業利益	640	571	157	1,368	(31)	1,337

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	成形機 (百万円)	工作機械 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	53,865	26,778	16,138	96,782	-	96,782
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	524	2,683	3,207	(3,207)	-
計	53,865	27,302	18,821	99,989	(3,207)	96,782
営業利益	4,722	3,843	916	9,482	355	9,837

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

(1) 事業区分は、製品の種類・性質等の類似性に基づき区分している。

(2) 各事業区分の主な製品

成形機 …………… 射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など

工作機械 …………… 大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など

その他 …………… 油圧機器、電子制御装置など

2. 会計処理の方法の変更

( 棚卸資産の評価に関する会計基準 )

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用している。この変更に伴い、従来の方によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、成形機で178百万円、工作機械で177百万円、その他で59百万円それぞれ減少している。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	20,601	2,154	1,922	24,678	-	24,678
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,393	35	1,482	3,911	(3,911)	-
計	22,995	2,189	3,405	28,589	(3,911)	24,678
営業利益	1,146	31	238	1,415	(78)	1,337

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	80,816	8,480	7,484	96,782	-	96,782
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,231	185	5,160	13,577	(13,577)	-
計	89,048	8,666	12,644	110,359	(13,577)	96,782
営業利益	8,350	548	905	9,803	33	9,837

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分している。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 ..... 米国

(2) アジア ..... 中国、シンガポール、香港

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、日本で415百万円減少している。

【海外売上高】

		北米	アジア	その他の地域	計
当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	海外売上高 (百万円)	2,798	8,115	628	11,542
	連結売上高 (百万円)	-			24,678
	海外売上高の連結売上高に占める割合 (%)	11.3	32.9	2.6	46.8
当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	海外売上高 (百万円)	11,088	30,219	2,343	43,651
	連結売上高 (百万円)	-			96,782
	海外売上高の連結売上高に占める割合 (%)	11.5	31.2	2.4	45.1

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分している。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 ..... 米国、メキシコ、カナダ

(2) アジア ..... 中国、台湾、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ

(3) その他の地域 ..... イギリス、ドイツ、ブラジル

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	1,718	3,698	1,979
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,718	3,698	1,979

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。なお、第1四半期連結会計期間において減損処理を行ない投資有価証券評価損6百万円、当第3四半期連結会計期間においても減損処理を行ない、投資有価証券評価損24百万円を計上している。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除いた結果、当第3四半期連結会計期間末において該当する記載事項はない。

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし。

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	455.48円	1 株当たり純資産額	445.74円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額

当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)		当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	31.45円	1 株当たり四半期純利益金額	0.67円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載していない。		潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載していない。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	4,907	102
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	4,907	102
期中平均株式数 (千株)	156,047	154,545

( 重要な後発事象 )

該当事項なし。

( リース取引関係 )

前連結会計年度の末日と比べて著しい変動はない。

2 【その他】

( 剰余金の配当 )

平成20年10月31日の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議している。

配当金の総額 942百万円

1 株当たり配当額 6 円

基準日 平成20年 9月30日

効力発生日 平成20年12月 2 日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 國 健一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鐵 義正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東芝機械株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。